平成２２年（フ）第９１号
和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台13番17号
債務者　岡野　律子（旧姓赤松）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第６７２号
大分市大字皆春393番地の11
債務者　渡辺　和美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１号
北海道紋別郡雄武町字雄武1504番地の６
債務者　大輪ゆかり
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第９２７号
埼玉県日高市大字高萩1567番地32
債務者　江坂　幸男
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９２８号
埼玉県日高市大字高萩1567番地32
債務者　江坂　好美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２５号
埼玉県所沢市大字上安松736番地の11
債務者　長島　忠正
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５９号
静岡県掛川市上西郷1349番地の１　メゾンハピネス203
債務者　デ　ソウザ　アンデルソン　アルベス
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３７８２号
愛知県北名古屋市能田北屋敷389番地15
債務者　森　真由美
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７号
京都府亀岡市蒋田野町天川町畑29番地１
債務者　東　　友美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第６号
京都府亀岡市篠町柏原町頭８－６、住民票上の住所京都府亀岡市南つつじケ丘桜台１丁目12番６号
債務者　森原　真一
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
岡山県倉敷市吉岡412番地６アルカディア倉敷801
債務者　吉﨑　尊子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２号
岡山県倉敷市船穂町船穂6100番地１才ノ神グリーンパレス102
債務者　假谷　洋子（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
鹿児島県霧島市国分敷根81番地１　検校橋団地４―102号室
債務者　神山　博文
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第７５２号
盛岡市玉山区芋田字昼久保７番地３
債務者　千葉　　悟
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５号
盛岡市西下台町18番22号　第１岩月荘
債務者　蛇口　正喜
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１号
岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田37番地５町営朝日田住宅203号
債務者　赤坂　京子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１２号
岩手県八幡平市大更第38地割225番地
債務者　畠山　由枝
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部